

園 則

(2026 年 10 月 1 日施行)

学校法人 南山学園

聖園女学院附属聖園幼稚園

藤 沢 市 本 町 4 丁 目 8 番 7 号
電 話 0 4 6 6 — 2 2 — 2 6 3 6

第1章 総則

(名称)

第1条 この幼稚園は、聖園女学院附属聖園幼稚園という。

(位置)

第2条 聖園女学院附属聖園幼稚園を藤沢市本町4丁目8番7号に置く。

(目的)

第3条 この幼稚園は、教育基本法および学校教育法第22条および第23条に従い、幼児を教育する。特に、キリストの教えに基づき、真理を求め、人を愛して生きる人生に生き甲斐を感じる人間の育成を目指すことを目的とする。

(修業年限および入園資格)

第4条 修業年限・定員および入園資格は次のとおりとする。

- 1 修業年限 2年・3年
- 2 定員 245名・7学級
- 3 入園資格 満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児

第2章 学年・学期・休業日

(学年と学期)

第5条 学年は4月1日から翌年3月31日までとし、次の3学期に分ける。

- 1 第1学期 4月1日から7月31日まで
- 2 第2学期 8月1日から12月31日まで
- 3 第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は次のとおりとする。ただし、園長は必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律に規定する日
- 3 夏季休業日
- 4 冬季休業日
- 5 学年末休業日
- 6 開園記念日
- 7 毎土曜日
- 8 その他園長が必要と定めた日

第3章 教育内容および教育時数

(教育内容)

第7条 幼稚園教育要領に示された5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）等のねらいが達成されるよう総合的に指導する。

(教育時数)

第8条 教育時数は、午前8時30分から午後2時までとする。ただし、必要に応じ午前中のみを教育時数とすることがある。また、季節により変更することがある。

第4章 入園・退園・休園・修了

(入園)

第9条 入園については、この幼稚園の所定の手続を経なければならない。

(退園および転園)

第10条 退園または転園しようとするときは、その理由を付して保護者から願い出なければならない。

(休園)

第11条 園児の休園に係る取扱いは、次のとおりとする。

- 1 園児が病気その他、やむを得ない理由により2か月以上の欠席を必要とする場合は、その保護者からの申出により、園長は休園を許可することができる。
- 2 園児の病気その他の理由により教育上必要と認められるときは、園長が当該園児を休園させることがある。

② 前項第1号および第2号の休園期間は、最長1年間とする。

(証書の授与)

第12条 園長は、所定の課程を修了した者には修了証書を与える。

第5章 職員組織

(職員組織)

第13条 職員組織は次のとおりとする。

- | | | |
|---|-----|----|
| 1 | 園長 | 1名 |
| 2 | 教諭 | 7名 |
| 3 | 園医 | 1名 |
| 4 | 歯科医 | 1名 |
| 5 | 薬剤師 | 1名 |

6 事務職員 1名

7 用務員他 1名

第6章 保育料および入園料

(納付金)

第14条 入園検定料、入園金、保育料、教育充実費およびバス維持費の金額については、別表のとおりとする。

② 預かり保育における料金については別に定める。

③ 入園検定料は、入園面接時までには納入されない場合には、入園面接を受験できないものとする。

④ 入園金は、入園面接日の翌日から起算して7日以内に納入されない場合には、入園資格を失うものとする。

⑤ 園児が在籍中は出席の有無にかかわらず、保育料、教育充実費およびバス維持費を所定の期日までに納付しなければならない。休園中の園児については、在籍するものとして保育料相当額を納付しなければならない。

⑥ 正当な理由がなく、かつ所定の手続を行わずに保育料、教育充実費、預かり保育料およびバス維持費を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込のないときは、退園を命ずることがある。

⑦ いったん納入した入園検定料、入園金、保育料、教育充実費、預かり保育料およびバス維持費はいかなる理由があっても返還しない。

(減免)

第15条 特別の事由のある場合に、納付金を減免することができる。

附 則

1 この園則は、平成2年4月1日から施行する。

2 この園則の実施に関して必要な細則は、園長が定める。

附 則

この園則の改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この園則の改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この園則の改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この園則の改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この園則の改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この園則の改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この園則の改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この園則の改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この園則の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この園則の改正は、2018 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この園則の改正は、2019 年 4 月 1 日から施行する。(収容定員を 245 名に増員、学級数を 7 学級に変更、職員組織教諭数を 7 名に増員)

附 則

この園則の改正は、2019 年 4 月 1 日から施行する。(保育料を月額 22,000 円から 24,000 円に改定)

附 則

この園則の改正は、2020 年 4 月 1 日から施行する。ただし、2020 年度入園生から適用する。

(入園料を廃止して保育料に統合するとともに、保育料を月額 24,000 円から 25,700 円に改定し、施設設備費、健康安全管理費、冷暖房費を廃止して、教育充実費に統合)

附 則

この園則の改正は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この園則の改正は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この園則の改正は、2026 年 10 月 1 日から施行する。

ただし、別表に定める入園金については、2027 年度入園児から適用する。

別表

種類	金額
入園検定料	5,000 円
入園金	50,000 円
保育料	月額 28,000 円
教育充実費	年額 38,000 円
バス維持費	月額 4,000 円